

00333

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の
記号番号 登録年月日石飛 誠一 米子市灘町二 烏医 一〇一〇 昭和三十八年
丁目一四五 十月八日

鳥取県告示第五百六十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第三条第一項の規定に基づき、昭和三十八年産の政府に
売り渡すべき米穀の売り渡し時期を昭和三十九年二月二
十九日と定めたので、同法同条第三項の規定に基づき告
示する。

昭和三十八年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした
ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第
五百六十六号）

昭和三十八年六月十四日付けで東伯郡東伯町大字法乃

橋田吉蔵ほか十四人の者から申請のあつた法河原土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和14年法律第百九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覽に供する。

昭和三十八年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 一朗

一、縦覽に供する書類の名称

Ⅰ 土地改良事業計画書の写

Ⅱ 定款の写

Ⅲ、縦覽に供する期間

昭和三十八年十一月一日から三十日間とする。

Ⅳ、縦覽に供する場所 東伯町役場

Ⅴ、異議の中止

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申しおこし。

Ⅰ、縦覽期間

昭和三十八年十一月一日から三十日間とする。

Ⅱ、縦覽場所

日野郡江府町大字竹河崎 沢河崎土地改良区事務所

Ⅲ、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申しおこし。

公 告

イ、毒物及び劇物の性質及び貯藏その他取扱方法。

ただし、農業上必要な毒物又は劇物のみを受験する者(以下「農業用受験者」という。)について8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次の要領により実施する。

昭和38年10月29日

鳥取県知事 石 破 一朗

(2) 対地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(1)、限定期間受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(2)のとおりとする。

3、受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取扱法施行細則(昭和2

6年3月鳥取県規則第9号)第2条に規定する受験申請書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和38年11月20日までに、所轄保健所長に提出しなければならない。

(1) 履歴書
 ア、毒物及び劇物に関する法規。ただし、厚生大臣が指定した毒物又は劇物の一部を限定して受験する者(以下「限定期間受験者」という。)については、特定毒物並びに農業上必要な毒物及び劇物に関するものを除く。

鳥取県告示第五百六十九号

昭和三十八年七月四日付けで州河崎土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果との計画を適当と認めめたので、土地改良法(昭和14年法律第百九十五号)

第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写を縦覽に供する。

00388

昭和38年10月29日 火曜日 鳥取県報第3475号

(2) 戸籍抄本

(3) 写真(申請前6月以内に、脱帽で上半身を撮影し

た名刺型で台紙にはりつけていないもの。)

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい
剤の中毒者、ねし、つんば、盲又は色盲でないと
を証する医師の証明書

別記(1)

1 赤りん、硫化りん及びこれらのいすれかを含有する
製剤

2 クラーレ及びこれらを含有する製剤

3 シアン化合物及びこれを含有する製剤、但し、ペル
リン青、黄血鹽、赤血鹽、ロダン化合物及び石灰皂素
並びにこれらのいすれかを含有する製剤を除く。4 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘
汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞及びこれ
らのいすれかを含有する製剤を除く。5 ニコチン、その塩類及びこれらのいすれかを含有す
る製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有する

ものを除く。

6 硫素、その化合物及びこれらのいすれかを含有する
製剤7 モノンルオール酢酸、その塩類及びこれらのいすれ
かを含有する製剤8 テトラエチルビロホスフェイト及びこれを含有する
製剤9 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有す
る製剤10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及び
これを含有する製剤11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及び
これを含有する製剤12 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネ
イト及びこれを含有する製剤13 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及
びこれらのいすれかを含有する製剤14 2-クロル-4-メチル-6-ジメチルアミノピリ
ン

00389

昭和38年10月29日 火曜日 鳥取県報第3475号

ミジン、その塩類及びこれらのいすれかを含有する製
剤15 オクタメチルビロホスホルアミド及びこれを含有す
る製剤16 ジメチルエチルカルバツトエチルチオホスフェイト
及びこれを含有する製剤17 モノフルオール酔酸アミド及びこれを含有する製剤
18 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいすれ
かを含有する製剤19 2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-
フェノール及びこれを含有する製剤。2・4-ジニト
ロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール2%以
下を含有するものを除く。20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する
製剤21 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンドエンジ
メタノナフタリン及びこれを含有する製剤

22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾオキサチエ

ピソオキサイド及びこれを含有する製剤

23 アルカノールアンモニウム-2・4-ジニトロ-6
-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこ
れを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニ
ウム-2・4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピ
ル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。24 オクタクロルテトラヒドロメタノクラン及びこれ
を含有する製剤25 ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニ
ル)-ホスフェイト及びこれを含有する製剤

26 亜鉛鹽類、ただし、族酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

27 アンモニヤ水。ただし、アンモニヤ10%以下を含有
するものを除く。28 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素10%以下を含
有するものを除く。29 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発
性を除く。

30 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素3・

00390

昭和38年10月29日 火曜日 取戻公報 第3475号

00391

第三種郵便物
第3475号

昭和38年10月29日 火曜日 取戻公報 第3475号

3%以下を含有するものを除く。

31 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。

32 苛性シーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

33 クロルピクリン及びこれを含有する製剤。

34 雷鉛を除く。

35 ヒコチンとして10%以下を含有する製剤。

36 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。

37 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

38 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。

39 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(テリス根魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。

40 ロテノン2%以下を含有するものを除く。

41 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下を含有するものを除く。

42 フロムメチル

43 2-4-ジエトロ-6-シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-4-ジニトロ-6シクロヘキシルフェノール15%以下を含有する製剤を除く。

44 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのはずれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして5%以下を含有するものを除く。

45 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-テクニエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

46 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのはずれを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として15%以下を含有するものを除く。

47 ヘキサクロロヘキサビドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサビドロジメタノナフタリン5%以下を含有するものを除く。

48 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、

ヘキサクロロエポキシオクタヒドエンドエキソジメタノナフタリン5%以下を含有するものを除く。

49 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

50 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

51 リン化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、リン化亜鉛1%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

52 二臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、二臭化エチレン50%以下を含有するものを除く。

53 1・4・5・6・7-ペントクロロ-3a・4・7-7-a-テトラヒドロ-4・7-(8・8-ジクロロメタノ)-インデン20%以下を含有するものを除く。

54 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量300立方センチメートル以下の容器に収められた殺虫剤であつてクロルメチル5.0%以下を含有するものを除く。

55 硅化水素及びこれを含有する製剤。

56 ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤。

57 トリエタノールアンモニウム2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。

58 ジメチル-2・2-2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホネイト10%以下を含有するものを除く。

00392

昭和38年10月29日 火曜日 鳥取県取鳥公報

(第3種郵便物) 司記

00393

昭和38年10月29日 火曜日 鳥取県取鳥公報

59 ジエチル-4-クロルフェニルメルカブトメチルジ

チオホスフエイト及びこれを含有する製剤

60 ジエチル-2・5-ジクロルフェニルメルカブトメ

チルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

61 大塩化ベンゼン

62 ジブロムクロロプロパン及びこれを含有する製剤

63 ジクロルブテン及びこれを含有する製剤

64 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト及び

これを含有する製剤

65 2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-

フェノール2%以下を含有する製剤

66 エヌ-メチル-1-ナフチルカルバメート及びこれ

を含有する製剤。ただし、エヌ-メチル-1-ナフチ

ルカルバメート3%以下を含有するものを除く。

67 ベータ-(2-(3・5-ジメチル-2-オキシシ

クロヘキシル)-2-ヒドロキシエチル)-グルタル

イミド及びこれを含有する製剤。ただし、ベータ-

(2-(3・5-ジメチル-2-オキシシクロヘキシ

ル)-2-ヒドロキシエチル)-グルタルイミド0.2%

%以下を含有するものを除く。

68 トリブチル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリバチル錫化合物2%以下を含有するものを除く。

69 アクロレイン

70 2・3-ジー-(ジエチルジチオホスホロ)-パラジ

オキサン及びこれを含有する製剤

71 過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、過酸

化尿素1.7%以下を含有するものを除く。

72 チオシアノ酢酸エチルエステル及びこれを含有する

製剤

73 ジメチルエチルメルカブトエチルジチオホスフエイ

ト及びこれを含有する製剤

74 ジエチル-4-メチルメルカブト-3-メチルフェ

ニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

75 エチルエヌ-(ジエチル、ジチオホスホリールアセ

チル)エヌ-メチルカルバメート及びこれを含有する製

剤

76 ジメチル-(エヌ-メチルカルバミルメチル)-ジ

チオホスフエイト及びこれを含有する製剤

77 ジメチルジブロムジクロルエチルホスフエイト及び

これを含有する製剤

78 トリフェニル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリフェニル錫2%以下を含有するものを除く。

79 ブラストサイジンSその塩類、及びこれらのはいすれ

かを含有する製剤

80 ジメチルエチルスルフィニルイソブロピルチオホス

フェイド及びこれを含有する製剤

81 ジメチル-(2・4-ジクロルフェニル)-チオホ

スフエイド及びこれを含有する製剤

82 トリブロビル錫化合物及びこれを含有する製剤

83 ジメチルジチオホスホリールフェニル酢酸エチル

及びこれを含有する製剤

1 アンモニア水

別記(2)